

# 愛媛県二神島の漁業制度改革

——筆写稿本「二神漁業協同組合文書」、及び写真集  
「二神漁業協同組合文書」（常民研現地調査撮影本）を読む——

鈴木 江津子

SUZUKI Esuko

## 【要旨】

本稿は、筆写稿本「二神漁業協同組合文書」と写真集「二神漁業協同組合文書」（常民研による現地調査撮影本）を主に、戦後実施された二神島の漁業制度改革について書き上げたものである。筆写稿本「二神漁業協同組合文書」は、一九五〇年代初頭、水産庁の委託により財団法人時代の日本常民文化研究所が全国の漁村史料を収集したときに作成されたものである。記録によると、愛媛県の漁業史料の探訪は昭和二六年に実施されている。当時借用の「二神漁業協同組合文書」については、筆写が行われ、終了したものは所蔵者に返却された。現在は、原史料の筆写稿本のみが国立研究開発法人水産総合研究センター中央水産研究所図書資料館と神奈川大学日本常民文化研究所の双方に架蔵されている。

漁業制度改革は「漁業法」と「漁業組合法」の二つの法律の制定が企図され、まず、昭和二三年「水産業協同組合法」が制定され、翌二四年「新漁業法」が制定された。この戦後の改革によって、明治末期以来続いてきた旧来の漁業制度が廃止され、漁場における基本的秩序が改められた。漁協の性格も大きく改変され前進した。二神島においても、戦時統制下の漁業会は解散され、その施設や資金は新しく設立された二神漁業協同組合へと引継がれた。戦後の制度改革によって、漁業権の再分配という大きな目標は成し遂げられ、漁業協同組合が漁業権の主体となることが実現した。

二神漁業組合が制度的に成立したのは、明治三六年と記録されている。その後、昭和一〇年に、保証責任二神漁業協同組合に組織設定され、平成一一年には、二神・怒和島・津和地が合併して、中島三和漁業協同組合二神支所となり現在も存続している。漁業制度改革によって、漁業や漁業組合が近代化へと進行していった意義について、未だ、現地に残存している古文書の調査も含め、更なる探求が今後の課題となろう。

〔キーワード〕二神島、筆写稿本（筆稿本）、漁業制度改革、漁業組合、漁業協同組合

## はじめに

筆写稿本「二神漁業協同組合文書」は、一九五〇年代初頭、水産庁の委託により財団法人時代の日本常民文化研究所（アチックミュージ엄）が全国の漁村史料を調査収集したときに作成されたものである。

記録によると、愛媛県の漁業史料の採訪は昭和二六（一九五二）年に実施されている。当時借用の「二神漁業協同組合文書」については、必要に応じ早急に筆写が行われ、終了したものは所蔵者に返却された。そのため現在は、原史料の筆写稿本（筆稿本・筆耕本・筆写本などとも呼称されている）のみが、国立研究開発法人水産総合研究センター中央水産研究所図書資料館と神奈川大学日本常民文化研究所に架蔵されている。

本稿では残されている筆写稿本を中心に、また、確認の意味で常民文化研究所に架蔵されている写真集を参考に二神島の漁業がどのように営まれ、制度改革が行われ、今日に至ったかを考察することを目的とする。ところで、収集された膨大な史料を前に、採訪当時、どのようにして筆写が行われたのか、その指標となった「しおり」が常民研に残されている。それは『資料筆写のしおり』（一九五一年五月）と題されたものであり、宇野順子氏寄贈本とある。

それによると、「漁業制度資料筆写ならびに校合の規定をつくりました。いままで、研究員藤木喜久馬が口頭で説明していたことを、同研究員が執筆し（以下略）」などと記されている。常民研と水産庁資料整備委員会が作成の主体となっていたことが分かるもので、この事業の重要性が伝わってくる。形態は、縦帳で、一八・〇×一二・五cmの小冊子である。当時（財団法人時代）の常民文化研究所所長は桜田勝徳であった。スタッフ全員の意気込みが感じられるものである。

ところで、現在架蔵されている愛媛県関係の筆写稿本は二〇文書群を

表1 二神漁業組合近隣漁業組合一覧

(明治36年当時)

No.	組合名	組長・理事	所在地	備考
1	上怒和漁業組合	内田庫吉	愛媛県温泉郡神和村大字上怒和70番	組長
2	元怒和漁業組合	楊原浦太郎	愛媛県温泉郡神和村大字元怒和65番	組長
3	津和地漁業組合	重松良太郎	愛媛県温泉郡神和村大字津和地7番	組長
4	二神漁業組合	二神仲次郎	愛媛県温泉郡神和村大字二神114番	理事
5	神浦漁業組合	吉岡富蔵	愛媛県温泉郡東中島村大字神浦102番	理事（漁業団代表）
6	字和間漁業組合	大内在樹	愛媛県温泉郡西中島村大字字和間74番	理事

筆写稿本「二神漁業協同組合文書」明治36年6月25日「慣行ニ因ル専用漁業免許願書」(No.3-2)、挟込絵図参照作成

数えるが、すべてが漁業関係とは限らない。村政や個人の家の文書も含まれているもので、膨大な量である。

今回、分析の対象とした二神漁業協同組合の近隣、つまり、何らかの意味で二神漁業協同組合と関係があったと考えられる漁業組合を挙げ、それらを一覧表にしたのが上の表1である。

ところで、「二神漁業協同組合文書」がどのように採訪されたかについて情報となるものは少ないのだが、一つの手掛りとして、「旧常民研採訪史料目録」には次のように記されている。所蔵者住所、愛媛県温泉郡神和村二神、帳簿四点、一九五一年一月一八日借用、一九五四年七月二一日返却、借用の内訳として、二神漁業組合事蹟・組合員年中行事調書・入会漁場慣行ニ因ル専用漁業免許願書・行政訴訟ニ関スル書類、以上の四点とある。作成（史料の年月日）は、明治八年から同四五年までのものとなっている。因みにこのとき二神島を採訪調査に訪れたのは宮本常一である。筆写稿本や写真史料を紹介しながら、当時の実情を考察してみたい。

表2 温泉郡神和村の人口と戸数  
(推定 1915年調査)

大字名	本籍人口			現住人口			現住戸数
	男	女	計	男	女	計	
上怒和	365	308	673	350	301	651	124
元怒和	709	697	1,406	671	659	1,330	231
津和地	802	791	1,593	779	790	1,569	282
二神	568	562	1,130	552	541	1,093	168
計	2,444	2,358	4,802	2,352	2,291	4,643	805

『温泉郡誌』松田卯太郎編 大正5年発行参照

## 一 二神島

二神漁業協同組合は、瀬戸内海に浮かぶ忽那諸島の南西端の海上に位置する二神島に立地していた。採訪当時の住所は温泉郡神和村と称する漁村であった。江戸期は二神村であったが、明治二二年風早郡二神村・元怒和村・上怒和村・津和地村の四ヶ村が合併して神和村(じんわむら、又はかんなむらとも言う)が成立した。同三〇年には区画が変更して温泉郡に属している。大字は旧村名を継承し、村役場は神和村大字元怒和に設置された。明治三六年、四大字名の各々に漁業組合が設立された。この地域は忽那諸島中最も漁業が盛んで、大正八年には全戸数の五〇%を越す四一九戸が漁業を生業としていた(『中島町誌』)。周辺には

クダコ島・双子島・小島(前見島)があり、その中で、双子島は明治二〇年まで所有権争いが続いた。昭和三四年、神和村は中島町と合併し中島町となったが、その名「二神」は同町の大文字として存続した。

二神漁業協同組合の採訪当時の住所は愛媛県温泉郡神和村二神とあるが、この「神和村」はどのような村の様子を呈していたのだろうか。『温泉郡誌』(松田卯太郎編 松山石版印刷所 大正五年)には次のようにある。「本村は怒和、二神、津和地の三島(上怒和、元怒和、二神、津和地の四大字)より成る、怒和本島は之を怒和島と称し、上

怒和、元怒和に別れ、往時上怒和は桑名村、元怒和は島尻村と云ひ、幕府時代には松山領なりしも、大洲藩と土地交換の結果、大洲領に移り、後ち幾年、桑名村を上怒和村、島尻村を下怒和村と改称せり、然るに下怒和の住民、下の字を嫌ひ自ら元怒和と号するに至れり」などと記載されないが、次頁の「魚獲物」が大正三(一九一五)年とあるところから、この人口調査も同じ頃に実施されたものと考えられる。

二神は、現在は松山市二神となっている。漁業組合も平成二一(一九九九)年の合併により、中島三和漁業協同組合二神支所となって存続している。もとは島に松が多かったため松島とも呼ばれたこの島は東西約四キロであるが南北に細長く、面積は約一八一・四ヘクタールの小島である。北は二子瀬戸を隔てて、怒和・津和の両島に、東南は伊予灘を隔てて、松山市三津浜港に、西は山口県大島・情島に相對する。三津浜港からフェリーで高浜港・中島神浦港經由、一時間三〇分ほどで二神港へ到着することができる。

ところで、この二神島を根拠地とした二神氏はこの家の系図によると、室町時代に長門国から豊田氏に移り住んで「二神氏」を称し領主になったという。室町時代中期以降、忽那島を拠点に権勢を誇っていた忽那氏が急激に衰えたことに乗じ二神氏が海上に勢力を伸ばした。戦国時代には、河野氏に加勢し、時にはまた、村上氏に味方する有力な武将として歴史上に登場するようになった。

島は昔も今も、漁業と農業の島で周囲は好漁場で鯛や蛸などが水揚げされていた。かつて農業は柑橘類に特化され大きな収入源となっていた。当時、島は急傾斜地を除くとほとんどが柑橘園であったという。現在、島全体の印象としては過疎化(人口の減少)が進行しつつある。それは漁業においても同様(漁業従事者の減少)である。

## 二 明治初期の漁業

明治維新により、漁場を領有していた封建領主（松山藩主）は消滅したが、実際には漁場の占有やその利用については、旧慣行がそのまま存続したのである。明治新政府は、この事実上の占有関係を一旦は認め、旧慣行の継続によって漁場の秩序を保つ政策をとった。しかし、漁村内部では漁場利用をめぐる紛争が数多く発生した。つまり、漁民の階層分化が進行し、この機に乗じて漁場を確保し発展した者が出た反面、漁場を失い没落する漁民も発生するという状況であった。この状態を打開するために、明治八（一八七五）年、政府は「海面官有・海面借区制」（太政官布告一九五号）を宣言し、旧慣行や権利を否認した。これ以後は海面利用者に対しては、「海面借用願」を提出させ、政府の許可を受けるものとした。また、借用については借用料を徴収した。このときの史料が残されているので紹介しておこう。

「藻磯拝借之儀ニ付願」

別紙図之所者、従前元怒和村・上怒和村・二神村エ藻取来候処、相応拝借料上納可仕ニ付、被仰付被下置度此段別紙調書以奉願候以上  
明治八年十一月二十日 第六大区七拾壹小区 風早郡元怒和村組頭  
三好一二三、同区同郡上怒和村組頭野間茂樹、二神仲次郎 愛媛県  
権令岩村高俊殿

戸長成川寛、区長大関貞観（朱書）書面願之趣本年ヨリ三ヶ年間  
採取聞届候条、海草税半額ツツ年々一月、十二月、三十一日限り可  
致上納候事 但シ本年半額至急可致事 明治九年三月十二日 愛媛  
県権令岩村高俊

（筆写稿本「二神漁業協同組合文書」、写真集「二神漁業協同組合文

書」四号）

この海面借区制は、明治政府による漁業制度の根本的改革を目指すものであった。しかし、この上からの改革に対し、現場では、それぞれの漁場の拡張を主張し、紛争混乱をおおる結果となった。そのため、わずか一年後の同九年には前年の太政官布告を取り消し、旧慣行による権利を再確認することによって事態の收拾を図った。「各地方ニ於テ適宜府県税ヲ賦シ、営業取締ハ可成従来ノ慣習ニ従ヒ処分可致此旨不可有相違候事」としたのである。ここに記された「各地方ニ於テ適宜府県税ヲ賦シ」の文言を請け、県における捕魚税・船税などの税目が設定された。

上記の有り様を想像させる風早・和気・温泉・久米郡長が発給した文書が写真集に一七点残されている。「願書文略ス」とあるもので、簡略化されているが当時を知る貴重な史料である。ここで少々紹介しておこう。

○「鮫子網願書文ハ略ス 神浦式千壹百参拾六番地平民 田中万吉 書面願之通聞届候条 十四年六月ヨリ本年六月迄税金六拾参銭 上納鑑札受取之上漁業可致事 明治十五年一月二十四日風早和気温泉久米郡長肝付兼松」

○「鮫子四ツ手大網願書文略ス 明治十九年十月十六日 風早郡神浦村千五百六十二番地平民 今本甚次郎 書面願之趣聞届候事 明治十九年十月三十一日 風早和気温泉久米郡長土屋正蒙」

○「願文略ス 明治二十一年十月十八日 風早郡神浦村百九十八番地平民 田中房次 願之趣聴許ス 明治二十一年十月三十一日風早和気温泉久米郡長土屋正蒙」（以上三点、写真集「二神漁業協同組合文書」自六号至九号所収）

右の史料の他に、この頃の二神島周辺について伝える「漁場の沿革」という史料が残されているので読んでみよう。「吾ガ六ヶ組合ノ入会トナルベキ専用漁場ハ忽那漁場ノ内ニシテ、ガンギノ洲、由利瀨ノ洲、小市ノ洲、能蔵ノ洲、妙見出シノ洲ノ五ヶ所ニシテ其発見シタル人名時代一々詳ラカニセスト雖モ津和地衣笠又右衛門ノ発見ニ係ルモノ多キニ居ルト言ウ、而シテ何レノ頃ヨリカ自然、上怒和・元怒和・津和地、二神、神浦、宇和間ノ六部落ノ入会漁場トナリ、先着ノ順序ヲ以テ互ニ営業ヲ為シ、古来ヨリ曾テ本漁場ニ付、紛争ナク、明治十一年甲第五百十四号布達ニ拠リ、海面ノ借区ヲ得テ、益々、六部落入会ノ漁場タル事ヲ確カメタリ」(前記筆写稿本参照)とある。この史料を読む限りでは「海面ノ借区ヲ得テ益々六部落入会ノ漁場タル事ヲ確カメタリ」というわけで紛争や混乱の様子は無い。ここで言う「六部落」とは、二神・津和地・神浦・元怒和・宇和間・上怒和を指している。

ところで、この明治八年布告の「海面官有・海面借区制」の中で重要な意味をもつのは海面官有宣言である。この制度は海面借区制が撤廃された後も依然として存続したのである。即ち、これまで認められていた漁場占有利用権は消滅し、すべての漁業権利は、新たな希望者に明治政府の許可によって発生するということを意味した。この結果、旧慣先行の漁場占有・紛争の解決は勿論のこと、当時の漁業調整上の円滑化や統轄を図る上で「海面官有制」は政府にとって有効な解決手段の一つとなつたことは言うまでもない。

二子島の所有については周辺の村々の中で、古くから論争が絶えなかつたとされるが、明治二〇(一八八七)年に和解をし、その条約証が残されているので概略を紹介しておこう。

「条約証」

伊予国風早郡上怒和村・二神村・元怒和村三ヶ村ノ中間ニアル

上、二子島・下二子島ノ両孤島タル往昔ヨリ論地ニシテ久シク所有ノ確定スル事ナリ、依テ明治十五年初メテ、二神一方トナリ上怒和・元怒和ノ両村一方トナリ所有確定ヲ談判スルモ尚決スル能ハス、遂ニ明治二十年二神村ヨリ松山治安裁判所ニ該島所有確定ノ出訴ヲ起シタルモ勸解不調トナル、

於此粟井村栗原隣八、津和地村八原昌計両人仲裁ヲ以テ和解ヲ遂ゲ条約ヲナス左ノ如シ、

第一条 上二子島・下二子島所有ヲ上怒和村・二神村・元怒和村三ヶ村共有トス

第二条 上二子島・下二子島ヨリ収穫ヲ生スル場合ニ於テハ三ヶ村臨時協議ヲ以テ便宜処分スルモノトス

第三条 地租諸係物ハ平等三割ヲ以テ三ヶ村ヨリ出金スルモノトス

第七条 上二子島・下二子島ニ係ル漁場ノ義ハ従来ノ慣行ニヨルモノトス

第十条 本条約証ハ、三ヶ村各一通ヲ保存スルモノナリ

右之通、三ヶ村条約委員ヲ撰ビ、明治二十年十月十八日風早郡元怒和村延福寺ニ於テ条約スルモノナリ、依之仲裁人并ニ、三ヶ村村条約委員左ニ連署調印ヲナシ永年ニ証ス如件

風早郡元怒和村条約委員

廣野 馬太郎

同郡 同村 同

岩崎 吉蔵

同郡二神村条約委員

茂木茂四郎

同郡 同村 同

浜本 孫一

同郡上怒和村条約委員

太田儀平

同郡 同村 同

山本 長次郎

同郡栗井村

仲裁人当時風早郡ミヨウ村外五ヶ村戸長 栗原隣八

同郡津和地村

同郡 同村 同

仲裁人当時風早郡元怒和村外三ヶ村戸長 八原昌計

明治二十年十月十八日

(筆写稿本「二神漁業協同組合文書」、写真集「二神漁業協同組合文書」自第六号至第九号)

### 三 「漁業組合準則」公布と「準則漁業組合」の設立

明治一八(一八八五)年農商務省に水産局が設置されたのを機に、漁業秩序の維持を目的として、翌一九一九年五月に「漁業組合準則」(農商務省令第七号)が制定された。漁村に漁業組合を設置させ、府県が免許・漁業取締・魚類の保護に当ることとした。このとき作られた組合を「準則漁業組合」ともいう。「漁業組合」という呼称は、地方によってはこれより以前から使われていたが、わが国で法的に誕生したのはこのときである。この準則に基づき全国で三五二の漁業組合が設立された(片山

房吉『大日本水産史』一九〇三年 有明書房 参照)。

しかし、この時点の漁業組合は、後の漁業組合とは性格の異なるものである。つまり、単に漁場の秩序を守るものといった暫定的なものであった。漁業政策の立場から漁業を漁業組合という形で全国的に把握しようとした上からの指導によって実施されたものであった。

ここで「漁業組合準則」の内容について少し説明しておきたい。(1) 漁業従事者は適宜区域を定め、漁業組合を設立し規約を作り、所属管轄庁の認可を受ける。(2) 漁業組合は捕魚・採藻に関する季節を定め、漁場の区域や種類について府県の免許を受ける。(3) 漁業組合は連合会を設け、その規約は管轄庁を経て農商務省の許可を受けるなどである。この準則漁業組合は、機能的にみて二種に大別される。第一分類として、捕魚採藻、各其種類別組合(台網、捕鯨、鯨漁、昆布採取など)、第二分類としては地域別組合、河海湖沼の地区において、各種の漁業を混合して組合をなすもの、以上の二種類に分けて設立されていた。当時は未だ、制度的には未熟なものであったが、「漁業組合」という組織が法的に出現した点に注目すべきである。これは大きな一歩であったと言える。

### 四 「漁業法」の制定と漁業組合の設立

現在の漁業協同組合の最初の形が誕生したのは、明治三四(一九〇一)年四月一三日公布「漁業法」(法律第三四号)によってである。この「漁業法」は、一般的には旧漁業法といわれるもので、翌三五年七月から施行された。この旧漁業法はわが国における最初の統一的漁業法である。その内容は、基本的には既得権(旧慣にしたがう)を認めるというものであった。当時の様子が知見される史料が残されているので読みみよう。

「慣行ニ因ル専用漁業免許願書 村長八木源太郎 一 漁場ノ位置及区域 別紙漁場図之通 一 漁具ノ種類 鮎子四ツ手網 一 漁獲物ノ種類 鮎子 一 漁業時期一月ヨリ七月迄 一 免許期間式拾カ年 前記ノ通、従来ノ慣行ニ因リ専用漁業免許相受度別紙漁場図及関係書類相添此段相願候也、明治三十六年六月二十五日 愛媛県温泉郡神和村大字上怒和七拾番地 上怒和漁業組合長 内田庫吉、愛媛県温泉郡神和村大字上怒和六拾五番地 下怒和漁業組合長 楊原浦太郎、愛媛県温泉郡神和村大字二神拾四番地 二神漁業組合理事 二神仲次郎、外四名、右代表者 二神漁業組合理事 二神仲次郎 農商務大臣男爵平田東助殿 附属書類ノ表示 一 漁場図正副 一 慣行事実陳述書ハ由利湾漁場専用願ニ添付 一 証書 拾六通ハ由利湾漁場専用願ニ添付」  
 (筆写稿本「二神漁業協同組合文書」、写真集「二神漁業協同組合文書」自第六号至第九号所収)

この「漁業法」と同じくして「漁業組合規則」も公布された。これは、「漁業法」が旧来の漁場利用の慣行を基軸にした法体系であるのに対し、「従来の漁業者部落の共同関係を保存するため」を主たる目的としたもので、一地区一組合を原則とした。ここに、地区・漁業権・漁業組合が三位一体となったのである。この旧漁業法による漁業組合は漁業権管理団体であって、経済事業を行う団体としての方向性は持っていなかった。この点がこの後の漁業政策で問題とされた点である。つまり、漁政と現場の漁業者間の意見との相違である。

ところで、この漁業法は組合に対し、その地先沖合五〇〇間までの水面を専有して、あらかじめ決められた水産物(魚・藻など)を採取する権利を認めている。この考え方が現在の共同漁業権の始まりであるが、

この点が、「漁業組合に加入する」、「組合員になる」ことへの大きな意味を持つものとなった。元来、海はその地先に住む漁民が自由に利用していたものであったが、組合が漁業権を持つようになると、組合員でなければ共同漁業権の区域内で漁業を営むことが出来なくなったことになる。結果として、この状況は組合員に対し、大きな利点が与えられたことになり、「入漁権」・「入漁料」行使の発生に繋がった。つまり、ある組合の共同漁業権の区域内に他の組合員が入って漁業することを「入漁」というが、「入漁権」はその区域内の漁業権者との契約によって設定されることになる。

この頃のわが国の漁村は、漁場の専有関係や漁業権・漁獲物の利用などの仕方が各地によって異なり、構造的にも複雑であった。そのため、旧制度と利害関係、漁業の効率化、近代化への推進など、多種にわたる意見が噴出し、翌三五年には有志による改正運動が起こるといふ状況であった。このときの最も大きな論点は、旧漁業法が組合による漁業の経営やその他の経済的行為を認めてはいないという点であった。つまり、この頃成立の漁業組合は漁業権の管理団体であると位置付けられていたことへの不満である。

実に、この旧漁業法に対する現場漁業者からの不満は大きく、実際には明治三〇年代後半になると、社会経済の発展に伴い各種の経済事業を行う漁業組合が出現してきていた。すなわち、改正要求運動の発生である。その結果、これより一〇年後、「漁業法」は漁業組合の発展を促進する方向に改正され、明治四三(一九一〇)年四月に「改正漁業法」(法律第五八号)が制定されたのである。これにしたがい、同年一二月に「漁業組合規則」が改定され、「漁業組合令」が制定された。

しかし実際のところ、このときの改正でも漁業組合の経済団体としての法的措置は、中途半端で形式的な内容整備の域を出ることはなかったのであるが、この段階で漁業組合を、「専用漁業権の保有主体である」

としたこの点を、明確にしたことは次の発展への第一歩として評価できる。

さて、この明治四三年公布「漁業法」を、旧漁業法に対し「改正漁業法」と呼ぶが、一般的に「明治漁業法」と呼称されているものは、この「改正漁業法」のことを指す。この漁業法は旧漁業法をさらに前進させたもので、組合に共同施設を設置し、今後のわが国の漁業の基となった法律である。

この「改正漁業法」は、終戦後の昭和二三（一九四八）年に実施された漁業制度改革まで、何回かの改定を経験しながらも、約四〇年間実際に機能した法律である。旧漁業法は三五条からなるものであったが、この改正漁業法は七三条に増えている。では、具体的にはどのような点が改正されたのか検討しておこう。主たる改正点は以下の三つである。

① 漁業権を物件とみなし抵当権が認められた。旧漁業法では漁業権の相続、譲渡、貸付はできたが担保にすることは認められていなかった。しかし、実際には漁業権を担保に漁業資金を借りたいという要望があり、この実状を請け「改正漁業法」では抵当権が付与されることになったのである。また、旧漁業法では入漁権に関する規定がなかったが、漁業権を物件とみなしたことにより、必然的に入漁権に対する規定も必要となった。そこで入漁権も物件とみなされることになる。しかし、入漁権は物件ではあるが担保物件にはならない。相続、譲渡の目的にはなるとしている。

② 十分とは言えないが、経済事業を営める方向に改正された。漁業組合制度に関わるもので、「組合員ノ漁業ニ関スル共同ノ施設ヲ為スル以テ目的トス」（第四三条）とある。旧漁業法では漁業権管理機能のみ認められた組合であったから、この改正の意義は大きく評価されるものであった。漁業組合において共同販売、信用事業などの経済活動の途が初めて開かれたことになる。「漁業組合は漁業権も

表3 漁業組合数の増加一覽

（『愛媛の漁業と県漁連』愛媛県漁連 2000年）

年代（西暦）	組合数	増加数	備 考
明治 22（1889）年	392		明治 19 年「漁業組合準則」公布によって設立された漁業組合
明治 39（1906）年	3,134	2,742	明治 34 年「旧漁業法」公布以後急激に設立された漁業組合
明治 44（1911）年	3,528	394	明治 43 年「改正漁業法」公布以後設立の漁業組合

しくは入漁権を取得し、または漁業権の貸付を請け、組合員の漁業に関する共同の施設を為すを目的とする団体」となったのである。即ち、漁村の経済的基本団体としての機能を大幅に拡張できたのである。

③ 漁業の監督制度が充実された。漁業取締りが強化されたということになる。

「改正漁業法」によって漁業組合の目的が広がったことにより、この後の組合活動は盛んになった。しかし、現実としては、この漁業法改正の後も大部分の組合は、依然として漁業権管理組合の域に止まっていたことは既述した通りである。

また他方、各地区に設立された組合を基軸に漁業を発展させようとした政府側の意図も汲み取ることができる。政府が組合を積極的に指導したことによって漁業組合の数は急激に増加したことからも分かる。この時期には、二神島周辺でも組合が結成されている。

組合数の全国的増加数は次の通りである。明治三九（一九〇六）年における、組合の増加数二、七四二件は驚異的であり、注目されるものである（表3参照）。

ところで、漁業権の種類は定置漁業権・区画漁業権・特別漁業権・専用漁業権（これには地先水面専用漁業権と慣行専用漁業権とがある）となっている。ここで、これら四種の漁業権について少々説明をしておこう。村の前海は入会で地元が権利がある。これを専用漁業権とする。これは原則として地元の漁



業者に付与されるものである。

定置漁業権（定置網漁業など）は、組合に免許し、その権利を大経営者に賃貸するものである。養殖関係など、たとえば、牡蠣漁などは筏を作って海中に吊るすためその場所の海面を独占することになる。そこで、こういった水面を区画して漁業をする権利を区画漁業権という。以上これら三つに挙げられなかったものを特別漁業権という。たとえば、地曳網、河豚、鯨漁などは定置・区画以外となり担当大臣の免許が必要な漁業である。

因みにここで付言して置きたい。漁業者が出資して責任組織として、購買・販売事業を営む経済団体としての「漁業協同組合」が制度的に成立するのは、昭和八（一九三三）年三月の「改正漁業法」（法律第三三三号）を俟たなければならない。

以上、明治三四年「漁業法」（旧漁業法）と明治四三年「漁業法」（改正漁業法）とを対比させながら、その改正点について概略解説してみた。結論として、「旧漁業法」は、わが国の漁業及び漁場占有利用関係の歴史的展開をふまえ、漁業制度の基本的構成を最初に作り上げた法律であり、そういった点において評価されるものである。

また、「改正漁業法」は「旧漁業法」の基本的構成を変えたものではなく、あくまでその上に立脚し、資本主義経済の発展・近代日本漁業の発達促進への適合を企図した改正法であったといえよう。わが国の漁業を新しい時代へと導くための改正法公布であったといふべきものでその意義は大きい。

## 五 筆写稿本「二神漁業協同組合文書目録」を作る

中央水産研究所図書資料館と神奈川大学日本常民文化研究所の双方には、「二神村漁業協同組合文書」というタイトルのついた筆写稿本が残

されている。保存状態が良いので手にとって読むことができる。所在地温泉郡神和村とあるところから、採訪当時（一九五一年一月頃）には、この島に二神漁業協同組合が存在していたことは確かである。筆写稿本の原稿には、すでに文書番号が付されていたので、今回はこの旧番号にしたがい、簡単な文書目録を作成することにした。筆写稿本に掲載されている文書の内容を分り易くするため、西暦・和暦・標題・作者・宛名を記載し、次に示す表4のような目録を作成した。文書点数は四〇点になった。

筆写稿本なので、文書の形態が判然と仕兼ねるものもある。綴なども一点として記載されていたものもあったが、ここでは枝番を付し、できる限り元のままの状態での作成を試みた。

明治四二年五月「組合員年中行事調書」（No.1）は、二神村漁業組合年中行事調査書とあり、一月～二月迄、漁業を中心とした行事が記されている。たとえば、「一月中 一、鮑突、サザエ突、ナメコ突、漁業者は日々従事ス。一、二十日頃ヨリ鹿尾藻採取ニ従事ス。一、章魚壺配縄漁業者ハ三田尻地方ヨリ壺の購入ヲナス。一、雑魚網師ハ専ら操業ス。（以下略）」

明治四二年九月「二神漁業組合事蹟」（No.2）には、次のような記載がある。一、位置・名称 温泉郡神和村大字二神 二神漁業組合 二、地区 海岸線ノ延長、二神島は安芸灘中ノ孤島ニシテ二神・油利ノ二島ト四個ノ無人島ヲ以テ一地区トシ（略）。一、組合員数百五十人 一、漁獲高 鱸地引 三、六〇〇円、玉筋魚仙 三、〇〇〇円、網釣 三、三二五円など計二一、八五七円（以下略）。」など詳細に記載されている。

明治三六年六月二五日「慣行ニ因ル専用漁業免許願書」（No.3-1）

表4 筆写稿本「二神漁業協同組合文書目録」

(旧整理番号順)

No.	西暦	和 暦	標 題	作 成 者	宛 名
1	1909	明治42年5月	組員年中行事調書	二神村漁業組合	
2	1908	明治41年9月	二神漁業組合事蹟		
3	1903	明治36年6月25日	入会漁場慣行ニ因ル専用漁業免許願書(綴)	二神漁業組合事務所	
3-1	1903	明治36年6月25日	慣行ニ因ル専用漁業免許願書	(二神漁業組合事務所)	農商務大臣男爵平田東助殿
3-2	1903	明治36年6月25日	二タ子漁場慣行事実陳述書	二神漁業組合理事二神仲次郎他2名	農商務大臣男爵平田東助殿
3-3	1875	明治8年11月20日	藻磯拝借之儀ニ付願、条約証など綴	風早郡元怒和村組頭三好一二三他2名	愛媛県権令岩村高俊殿
3-4	1903	明治36年6月25日	慣行水面専用漁業免許願ニ付添申	二神漁業組合理事二神仲次郎他6名	温泉郡長大道寺一善殿
3-5	1903	明治36年6月25日	慣行ニ因ル専用漁業免許願書	二神漁業組合理事二神仲次郎他5名	農商務大臣男爵平田東助殿
3-6	1903	明治36年6月25日	慣行ニ因ル専用漁業免許願書	神浦漁業組合理事吉岡富蔵他5名	農商務大臣男爵平田東助殿
3-7	1903	明治36年6月25日	慣行ニ因ル専用漁業免許願書	二神漁業組合理事二神仲次郎他3名	農商務大臣男爵平田東助殿
3-8	1903	明治36年6月25日	慣行ニ因ル専用漁業免許願書	津和地漁業組合組長重松良太郎他3名	農商務大臣男爵平田東助殿
4	1910	明治43年6月	行政訴訟ニ関スル書類(綴)	二神漁業組合	
4-1	1910	明治43年7月5日	御届(行政訴訟ノ提起並処分執行停止届)	二神漁業組合理事二神団四郎	行政裁判所長官山脇玄殿
4-2	1910	明治43年9月24日	郵便送達証書(執行停止決定通知)	行政裁判所訴訟課	二神団四郎宛
4-3	1910	明治43年11月8日	水第二五八八号 答弁書(事実及理由)	被告農商務大臣男爵大浦兼武	行政裁判所長官山脇玄殿
4-4	1910	明治43年12月1日	到着御届	二神漁業組合理事二神団四郎	行政裁判所御中
4-5	1910	明治43年11月9日	期日呼出状(出頭命令)	原告二神団四郎殿	行政裁判所
4-6	1910	明治43年12月3日	口頭審問期日変更申請	水産局書記官鈴木英雄、原告二神団四郎	行政裁判所長官山脇玄殿
4-7	1910	明治43年12月3日	請書(訴訟事件ノ証拠物)	二神漁業組合理事二神団四郎	行政裁判所長官山脇玄殿
4-8	1910	明治43年11月28日	電報(官報グンショキジンモンリウホ)	ギョウセイサイバン	ニカミギョウセイクミアイ
4-9	1910	明治43年12月18日	書状綴(専用漁業一件につき)	二神漁業組合理事二神団四郎	鈴木漁政課長殿 閣下
4-10	1910	明治43年11月25日	漁業免許ノ処分カ措置ノ誤リシ義ニ付具状等綴	二神漁業組合理事二神団四郎他	二神漁業組合理事二神団四郎
4-11	1910	明治43年12月18日	書状綴(専用漁業一件につき)	二神漁業組合理事二神団四郎	道家水産局長殿 閣下
4-12	1911	明治44年1月16日	期日呼出状(裁判所へ出頭のこと)	二神漁業組合理事二神団四郎殿	行政裁判所
4-13	1911	明治44年1月27日	書状(組合の漁権ニ関スル行政訴訟一件)等	二神漁業組合理事二神団四郎	鈴木漁政課長殿 閣下
4-14	1911	明治44年1月27日	電報送達紙綴(裁判の延期)		二神漁業組合
4-15	1911	明治44年2月9日	書状綴(専用漁業一件につき)	二神漁業組合理事二神団四郎	鈴木漁政課長殿 閣下
4-16	1911	明治44年2月13日	期日呼出状綴(裁判所へ出頭のこと等)	行政裁判所	二神団四郎殿

愛媛県二神島の漁業制度改革

No.	西暦	和 暦	標 題	作 成 者	宛 名
4-17	1911	明治 44 年 2 月 18 日	書状綴（専用漁業一件につき）	二神漁業組合理事二神団四郎	鈴木英雄漁政課長殿閣下
4-18	1911	明治 44 年 3 月 13 日	書状綴（専用漁業一件につき）	二神漁業組合理事二神団四郎	鈴木漁政課長殿 閣下
4-19	1911	明治 44 年 3 月 20 日	期日呼出状綴（裁判所へ出頭のこと等）	行政裁判所	二神団四郎殿
4-20	1911	明治 44 年	（二神漁業組合経費決算書等綴）	（二神漁業組合）	
4-21	1911	明治 44 年 7 月 1 日	上申書（無償ノ入漁権御認メ下され度）	今治漁業組合理事砂田俊吉	農商務大臣男爵大浦兼武殿
4-22	1911	明治 44 年 7 月 21 日	水産局川久保書記官熊木殿来県に付綴（陳情書等）	二神漁業組合理事二神団四郎他	
4-23	1911	明治 44 年 7 月 8 日	書状（来県への礼と旧慣認可を陳情）	二神漁業組合理事二神団四郎	川久保書記官熊木技師殿
4-24	1911	明治 44 年 7 月 29 日	書状（旧慣認可願上）	二神漁業組合理事二神団四郎	道家水産局長鈴木漁政課長他
4-25	1911	明治 44 年 12 月 24 日	電報送達紙（今治へキタシ）	マツ（文書課長）	二神団四郎殿
4-26	1911	明治 44 年 12 月	専用漁業免許願綴（鯛・鯉・ハマチ・鱸等）	二神漁業組合理事二神団四郎	農商務大臣男爵牧野伸顕殿
4-27			私報 控（ゴツゴウウケタマワリタシ）	二神団四郎	クマキジヘイ
4-28	1911	明治 44 年 7 月 4 日	請書（本組合出願の専用漁業免許に関して）	二神漁業組合理事二神団四郎	農商務大臣男爵大浦兼武殿
4-29	1912	明治 45 年 1 月 18 日	行政訴訟取下申請	二神漁業組合理事二神団四郎	行政裁判所長官山脇玄殿
4-30 (止)	1912	(明治 ) 2 月 20 日	書状（今回御免許の恩沢を蒙るにつき御礼申述）	二神漁業組合理事二神団四郎	道家・鈴木・熊木・川久保・松殿

は、作成は二神漁業組合事務所によるもので貴重な史料である。村長八木源太郎とある。農商務大臣男爵平田東助宛に作成され、付属書類として、漁場図正副二通、慣行事実陳述書一通、証拠書一通、参考書一通とある。出願者は、上怒和漁業組合組長 内田庫吉、元怒和漁業組合組長 柳原浦太郎、二神漁業組合理事二神仲次郎と記され、右代表、元怒和漁業組合組長 柳原浦太郎と記載されている。

明治三六年六月二五日「二タ子漁場慣行事実陳述書」(No.3-2)は、二タ子入会漁場ハ忽那漁場ノ一部ニシテ神和村怒和島ト二神島トノ間ニアリテ(略)などと慣行の事実を記しているものである。差出人は、上怒和漁業組合組長 内田庫吉、元怒和漁業組合組長 柳原浦太郎、二神漁業組合理事二神仲次郎とある。この三者は利害が一致する同士なのである。

明治八年一月二〇日「藻磯拝借之儀ニ付願」(No.3-3)は、風早郡元怒和村組頭三好一二三、同区同郡上怒和村組頭野間茂樹、二神仲次郎の三名が愛媛県権令岩村高俊殿に宛てた藻取の願書である。「拝借料上納仕ニ付」と記されている。これの関連書類として、同時に、絵図や明治二〇年一月一八日「条約証」などが綴られている。明治二〇年一月一八日「条約証」は、論地二子島ついて和解の判決。上二子島・下二子島の所有について、「元怒和村・上怒和村・二神村三ヶ村共有トス」といった内容が条々されている。

明治三六年六月二五日「慣行水面専用漁業免許願ニ付添申」(No.3-4)、小市入会漁場出願申請書類である。出願者は二神漁業組合理事二神仲次郎、神浦漁業組合理事吉岡富蔵、宇和間漁業組合理事大内在樹、上怒和漁業組合組長内田庫吉、元怒和漁業組合組長楊原浦太郎、津和地

怒和漁業組合組長重松良太郎、代表者神浦漁業組合理事吉岡富蔵とある。以下No.3-5-3-8まで同様にして慣行水面専用漁業免許願である。

明治四三年六月「行政訴訟ニ関スル書類(綴)」(No.4-1-4-30)、二神漁業組合における行政裁判に関する書類が一式綴られていたものと思われる。二神漁業組合の代表は二神団四郎となっているが、文書の宛名に注目すると、農商務大臣男爵大浦兼武、同牧野伸顕、行政裁判所長官山脇玄、道家水産局長、鈴木英雄漁政課長、松文書課長、川久保書記官、熊木技師など多様な人物が登場しているのがわかる。「行政訴訟ノ提起并ニ行政処分ノ執行停止願ニ関スル決録ノ写御届」とあり、行政裁判所長官法学博士山脇玄宛に、提起したのは二神漁業組合理事二神団四郎である。提起の内容は次のように記されている。

「本組合所属ノ二神・油利漁場内ニ於ケル慣行ニ因ル水面専用願ニ関シ、農商務大臣ニ於テ免許ヲ拒否セラレタル漁業ノ種類ニ付、明治四三年六月二十日ヲ以テ、行政訴訟ノ提起并ニ行政処分ノ執行停止ヲ出願仕、該件ニ付本組合ノ臨時総会ノ決議書及決議案ノ謄本、別紙ノ通ニ候間御届申上候也」とある。

さて、この訴訟は解決しただろうか。それを語る文書がいっしょに綴られている。明治四四年七月四日「請書」(No.4-28)と、明治四五年一月一日「行政訴訟取下申請」(No.4-29)の二通がある。また、この間の事情を伝える二月二十日付書状(道家水産局長、鈴木漁政課長、熊木技師宛)が一通残されている。これによると、二神漁業組合側の提起が認められたことがわかる。厚く御礼申しあげたいという感謝の書状(No.4-30)である。常民研所蔵の「二神司朗家文書」に登場している二神団四郎が漁業組合の理事として漁業経営に携わっていたことが分かる史料で注目される。

以上が筆写稿本「二神漁業組合文書」についての概略説明である。この筆写稿本に所収の文書数よりかなり多い組合文書が写真集になって常民研図書室に架蔵されているので参考になる。また、現地二神島には漁業組合文書がこの他にも多数残されているため、本年度も写真撮影隊が調査に入って写真に収めてきている。この状況からみて、さらに写真集(文書数)は増えていくものと思われる。

ところで、一九五〇年代初頭、全国の漁業史料を借用し必要に応じて筆写をしたこれらの筆写稿本は、全部で六六三史料群に及ぶが、二神島が属している愛媛県内に限るとどのくらいの史料群が残されているのか、参考として表5にまとめた。筆写稿本愛媛県関係のみで一九件を数える。これら一件ごとに多数の文書史料が解読筆写され収められている。

## 六 (組織設定) 二神漁業協同組合の成立

昭和四(一九二九)年の世界恐慌は、農山漁村の窮乏化に拍車をかけた。これより以前から徐々に進行していた漁村経済の困窮化は昭和恐慌によって極点に達した。漁村経済の更正という意味もあって漁業組合を中心に据え、漁業権制度の充実(地先水面の合理的利用)が図られた。このような状況の中で、昭和八(一九三三)年、「漁業法」の一部改正が行われ組合は産業組合化した。つまり、昭和八年の「改正漁業法」(法律第三三三)により、漁業組合は、有限・無限・保証の三種の責任制度をとることが認められたのである。これら責任組織の組合のうち出資組合は「漁業協同組合」(いわゆる漁協)として、他の非出資の漁業組合とは区別された。この出資制をとる漁業協同組合(漁協)は、組合員の生産物の加工・保蔵・運搬・販売などの経済行為を営むほか、組合員を対象とする資金の貸付や漁業の自営もできるようになった。これは大き

表5 筆写稿本掲載近隣の史料群

(愛媛県関係)

No.	史料群	所蔵者	探訪地(当時)	探訪地(現在)	探訪年	備考
1	名取区有文書	名取区	西宇和郡神松名村 名取	西宇和郡伊方町 名取	1951(昭和26年)	2冊
2	二神漁業協同組合文書	二神漁業協同組合	温泉郡神和村二神	松山市二神	1951(昭和26年)	
3	元怒和漁業協同組合文書	元怒和漁業協同組合	温泉郡神和村元怒和	松山市元怒和	1951(昭和26年)	
4	上怒和漁業協同組合文書	上怒和漁業協同組合	温泉郡上怒和村	松山市上怒和	1951(昭和26年)	
5	中島町役場文書	中島町役場	温泉郡中島町大浦	松山市中島大浦	1951(昭和26年)	
6	西中島村役場文書	西中島村役場	温泉郡中島町	松山市中島	1951(昭和26年)	
7	三好八重家文書	三好八重	西宇和郡四ツ浜村 田部	西宇和郡伊方町 田部	1951(昭和26年)	
8	藤井家文書	藤井家	西宇和郡川之石町	八幡浜市保内町 川之石	1951(昭和26年)	
9	井野浦区有文書	井野浦区	西宇和郡三崎町井 野浦	西宇和郡三崎町 井野浦	1951(昭和26年)	
10	大佐田区有文書	大佐田区	西宇和郡三崎町大 佐田	西宇和郡伊方町 大佐田	1951(昭和26年)	
11	佐田区有文書	佐田区	西宇和郡三崎町佐 田	西宇和郡伊方町 佐田	1951(昭和26年)	
12	加藤平馬家文書	奥山義雄	西宇和郡三崎町高 浦	西宇和郡伊方町 高浦	1951(昭和26年)	
13	奥山義雄家文書	奥山義雄	西宇和郡三机村三 机	西宇和郡伊方町 三机	1951(昭和26年)	
14	阿部満家文書	阿部満	西宇和郡三机村塩 成	西宇和郡伊方町 塩成	1951(昭和26年)	
15	北灘漁業協同組合文書	北灘漁業協同組合	西宇和郡北灘村家 次	宇和島市津島町 北灘家次	1950(昭和25年)	1巻、2巻
16	谷本保山収集文書	谷本保山	西宇和郡八幡浜市 海老崎町	八幡浜市海老崎	1951(昭和26年)	
17	二名津区有文書	二名津区	西宇和郡神松名村 二名津	西宇和郡伊方町 二名津	1951(昭和26年)	
18	山本隆一家文書	山本隆一	西宇和郡神松名村 松	西宇和郡伊方町 松	1951(昭和26年)	
19	宇都宮たね子家文書	宇都宮たね子	西宇和郡神松名村 松	西宇和郡伊方町 松	1951(昭和26年)	

(国立研究開発法人水産総合研究センター中央水産研究所・神奈川大学日本常民文化研究所架蔵筆写稿本参照)

な改正というものである。この時点をもって漁業協同組合は相互扶助を基本とした漁村経済の中核となっていたのである。昭和八年の改正の要点は次のとおりである。

① 漁業組合の目的として、組合員の経済発展に必要な共同の施設を設置することができる。

② 特定の経済行為を行う漁業組合は、出資制をとる。

③ 漁業協同組合に漁業者でない者も加入できる。つまり、漁業と関係ない人でも出資すれば組合員になれるということである。

④ 漁業協同組合に漁業自営の道を開いた。

⑤ 漁業協同組合の共同施設の員外利用を認めた。

この改正において、①・②・④は、永年水産業界から要望されていたものである。ここにおいて要望の実現をみたということになる。

ところで、この時の「改正漁業法」で漁業組合が実施することができる事業、認可された施設とは、どのようなものなのか、具体的に示しておこう。

○水産動植物の蕃殖保護、その他漁場の利用に関する施設、○船溜、船着場、漁礁その他組合員の漁業に必要な設備の設置、組合員の漁獲物その他の生産物の加工、保蔵、運搬、販売に関する施設、○組合員の遭難防止、または遭難救恤に関する施設などとする（「漁業法」第四三条二項参照）。

この「改正漁業法」にしたがい、二神漁業組合でも漁協への組織設定が進められた。その時の史料を写真集のなかにみることができ。昭和一〇年一月「保証責任二神漁業協同組合原簿」がそれである。昭和一〇年〜同一八年までの組織設定に関する原簿が残されている（写真集「二神漁業協同組合文書」一〇号〜一二号）。他に、昭和一九年「二神漁業会」登記簿抄本も綴じられていて貴重である。

ここで、二神漁業組合文書の中から組織設定漁業協同組合に移行して

いく様を見ることにしよう。

二神漁業組合の組織設定漁業協同組合関係史料は写真集で見ることができ、それは次の通りである。昭和一〇年五月「保証責任二神漁業協同組合原簿」組合長理事茂木茂太郎（第一冊）。昭和一二一年一月「保証責任二神漁業協同組合追加原簿」組合長茂木茂太郎（第二冊）。昭和一三年「保証責任二神漁業協同組合追加原簿」茂木茂太郎（第三冊）。昭和一五年一月「保証責任二神漁業協同組合追加原簿」茂木茂太郎（第四冊）。昭和一六年一月「保証責任二神漁業協同組合追加原簿」組合長茂木茂太郎（第五冊）。昭和一七年一月「保証責任二神漁業協同組合追加原簿」組合長浜本森太郎（第六冊）。昭和一七年一月「保証責任二神漁業協同組合追加原簿」組合長浜本森太郎（第七冊）。昭和一八年一月「保証責任二神漁業協同組合追加原簿」組合長浜本森太郎（第七冊）。昭和一九年一月「保証責任二神漁業協同組合追加原簿」組合長浜本森太郎（第八冊）などに見ることができ（写真集「二神漁業協同組合文書」一〇号〜一二号参照）。

上記の写真史料及び、次に示す表6によって、二神漁業組合は、「改正漁業法」（法律第三三三号）にしたがい昭和一〇年七月二三日「保証責任二神漁業協同組合」として認可されたことがわかる。

表6の記載は昭和一六年末の実績に基づいて、同一七年に刊行されたものを参考にしている。「保協」は保証責任、「無協」は無限責任、「有協」は有限責任の組合（組織）を示している（法律第三三三号四三条ノ五）。抑々、漁業組合には出資組合と非出資組合がある。出資組合には保証責任漁業協同組合・無限責任漁業協同組合・有限責任漁業協同組合があるということになる。「漁業協同組合」と呼称されるのは出資組合に対してのみである（法律第三三三号四三条ノ二）。この改正は、経済恐慌と漁業不振によって疲弊した漁村の更生と商業資本からの離脱をねらった画期的なものといえよう。ここにおいて、経済団体としての「協同組合」

表6 近隣の組織設定漁業協同組合一覧（温泉郡）

（昭和16年末調）

No.	組織	漁業協同組合名	事業所所在地	組織設定年月日	組合員数 (人)	出資金（円）	
						出資総額	出資払込額
1	保協	二神漁業協同組合	温泉郡神和村	昭和10年7月23日	179	10,740	4,839
2	有協	西中島漁業協同組合	温泉郡西中島村 (中島2)	昭和11年3月19日	99	5,640	1,028
3	保協	上怒和漁業協同組合	温泉郡神和村	昭和12年3月8日	106	1,200	1,060
4	保協	元怒和漁業協同組合	温泉郡神和村	昭和14年7月31日	185	3,700	370
5	保協	津和地漁業協同組合	温泉郡神和村	昭和10年4月24日	239	7,368	2,132
6	保協	今出漁業協同組合	温泉郡垣生村 (松山582)	昭和14年12月18日	128	5,080	1,148
7	保協	野忽那漁業協同組合	温泉郡睦野村	昭和13年1月20日	77	1,440	500
8	保協	睦月漁業協同組合	温泉郡睦野村	昭和12年3月31日	62	1,540	564
9	有協	東中島漁業協同組合	温泉郡東中島村	昭和12年12月3日	103	4,440	1,089
10	保協	神浦漁業協同組合	温泉郡東中島村	昭和15年4月16日	35	3,300	483
11	保協	浅海漁業協同組合	温泉郡浅海村	昭和13年12月30日	64	5,760	1,354
12	保協	風早漁業協同組合	温泉郡北条町 (北条129)	昭和13年6月20日	207	7,940	4,507
13	無協	安居島漁業協同組合	温泉郡北条町	昭和12年5月26日	60	1,200	664
14	保協	興居島漁業協同組合	温泉郡興居島村	昭和13年8月10日	178	3,560	356
15	保協	高浜漁業協同組合	松山市新浜	昭和12年12月1日	324	9,720	5,121
16	保協	三津浜漁業協同組合	松山市 (三津157)	昭和13年12月28日	50	2,040	470
17	保協	吉田浜漁業協同組合	温泉郡生名村	昭和15年11月1日	記載無	記載無	記載無

『全国漁業組合総覧』全国漁業組合連合会、1942年刊参照

の基礎が確立されたのである。

ところで、この改正による組合規約は一三二条におよぶもので、主な改正点は、出資制度の導入、販売、購買、貸付制度の導入などであり、漁協の理事（組合長）・監事は、産業組合との兼務を禁止されている。

この改正に引き続き、昭和一三（一九三八）年の漁業法改正により、漁業協同組合は組合員とその家族からの貯金の受け入れができるようになった。これに伴って産業組合中央金庫法が改正され、漁業協同組合は産業組合中央金庫へ加入することが認可され、経済事業団体として歩みだしたのである。産業組合中央金庫とは現在の農林中央金庫のことである。

## 七 統制と漁業会の設立

昭和八（一九三三）年三月の「改正漁業法」（法律第三三号）施行は、漁村の自立更生を促し、商業資本からの収奪を排除するものであった。したがってこの後、漁業協同組合の活動は本格的に展開されていくかに予想されたが、昭和一二（一九三七）年の日中戦争勃発以後、相続いた戦乱の長期化により、国を挙げての非常時体勢へと突入していった。当然の成り行きとして、経済統制が強化され漁業組合も戦時協力態勢に組織化されていった。それが、「漁業会の設立」である。以後漸次、国家の統制機構に組み入れられていったのである。

昭和一一（一九四三）年三月一日公布「水産業団体法」（法律第四七号）により漁業組合は漁業会に、地方漁連は府県水産業会に、全漁連は中央水産業会にと改変された。これまでの漁業協同組合・漁業協同組合連合会は解散した。

この時期の水産業団体の系統構造は次の通りである。

○行政区画により画一的に組織し、原則として上部団体に加入する。

漁業会―各市町村

水産業会（県水）・製造業会―各都道府県

中央水産業会（中水）―中央

これらの各水産業団体は、従来の団体の行っていた事業の他に統制事業を行うこととしている。

○役員は原則として当該団体の推薦した者を、行政官庁が認可する制度とする。各会長の単独代表制をとり、行政官庁は事業の施行命令など強力な指導監督を行うものとする。

右のように水産業団体は、全て戦争目的遂行のために整理統合され、国家の統制機関の下部組織に位置付けられ、自主的性格は一掃された。したがって、二神島の場合は、「愛媛水産業会―二神漁業会」となったのである。

写真集「二神漁業協同組合文書」に、上記の「二神漁業会設立」に係る文書を見ることができ、以下に概略紹介しておく。

「愛媛県指令水第九五八号 温泉郡神和村 二神漁業会設立委員長浜本森太郎 昭和十九年六月十日付申請漁業会設立ノ件認可ス 昭和十九年六月三〇日 愛媛県知事」とある。

また、漁業会長を命ぜられた文書（辞令）も残されている。「浜本森太郎 二神漁業会長ヲ命ズ 昭和十九年六月三〇日 愛媛県（印）」とある。さらに有難いことに、二神漁業会「行政庁関係各種書類綴」には、漁業会解散の史料が残されている。「温経二、二三一号 昭和二十四年二月十三日 温泉地方事務所長 より、漁業会より漁業協同組合への財産移転促進について 二神町村長・二神漁業会・二神漁業協同組合長殿宛」の史料がある。これら一連の史料から、昭和十九年設立の「漁業会」は昭和二十四年には解散し、次いで「二神漁業協同組合」が発足したものと考えられる（写真集「二神漁業協同組合文書」二四・二五号参照）。

表7 戦時中の漁獲量

(単位：1000トン)

年	魚類	水産動物	貝類	藻類	総計	割合(%)
昭和9年～11年(平均)	2,991	161	215	448	3,815	100
昭和12年	2,766	153	203	560	3,682	97
昭和13年	2,512	212	169	467	3,360	88
昭和14年	2,566	228	168	400	3,362	88
昭和15年	2,338	227	236	491	3,292	86
昭和16年	2,703	280	266	321	3,570	94
昭和17年	2,483	263	337	306	3,389	89
昭和18年	2,160	300	350	326	3,136	82
昭和19年	1,591	233	266	260	2,350	62
昭和20年(終戦)	1,222	177	162	196	1,757	46

(農林省統計調査部『漁獲量累年統表』を参考に作成)

この他に昭和一九(一九四四)年「二神漁業会」登記簿抄本、昭和二〇(一九四五)年一月「二神漁業会追加原簿、会長浜本森太郎」も綴じられていて貴重である(写真集「二神漁業協同組合文書」一〇号～一二号参照)。

戦争の長期化と共にあらゆる資材は不足し、船員労働者も徴兵された。漁船乗組員(漁師)が徴用されることも珍しくなかった。これに加えて、日本近海が戦争の危険にさらされ、漁船を出すことさえ危ぶまれる状態になり、漁業が思うようにできない状況になっていった。漁獲量が激減したことは当然である。

農林省統計調査部作成による『漁獲量累年統表』から当時の状況を知ることができる。日中戦争の始まった昭和一二(一九三七)年以後は漁獲量が徐々に減少し、昭和二〇(一九四五)年の終戦時には半分以下に減少している。

上に示す表7は『漁獲量累年統表』をもとに作成したものである。日中戦争が勃発する前の三年間(昭和九年～十一年)



のわが国の平均漁獲量を一〇〇%とした場合、これ以後どのように減少していったかを数字で表したものである。昭和二〇年、終戦時には四六%となり、いかに激減していたかを知ることができる。

前表によると、昭和一八年頃までは、二割減ほどであったものが、同一九年からは激減している。戦域が日本近海に及んだことを示しているのだろう。

抑々、漁業会や水産業会は戦争遂行のための食料確保を第一の目的とした組織であったが、現実はいかほどの如き状態で終戦をむかえたのである。昭和二四（一九四九）年、二神漁業会は解散した。そしてその資産を受け継ぎ、戦後の新二神漁業協同組合が設立されたのである。

## おわりに

本稿は、筆写稿本「二神漁業協同組合文書」と写真集「二神漁業協同組合文書」を主軸に、二神島の漁業制度改革について書き上げたものである。

昭和二〇年、長く続いた戦争が無条件降伏で終結し、GHQ占領下において、日本の民主化と戦後の復興が着手された。そこで、早速に論議されたのが、農地改革と漁業制度改革である。旧常民研時代の漁業史料の収集はこの改革の一環として行われたものであり、その時の史料が今に伝わっているものである。

漁業制度改革は漁業権を主体とする「漁業法」と、漁業権の保有主体となる「漁業組合法」の二つの法律の制定が企図され、まず、昭和二三年一月一日「水産業協同組合法」（法律第二四二）が制定され、続いて翌二四年一月一日「新漁業法」（法律第二六七）が制定された。この戦後の改革において漁協の性格は大きく改変され前進した。

当然の成り行きとして、二神島においても、戦時統制下の漁業会は解

散され、その施設や資金は新しく設立された二神漁業協同組合へと引継がれた。また、愛媛県漁業協同組合連合会、全国漁業協同組合連合会なども、次々に復帰し系統化が進んだ。

漁業権は「新漁業法」に則り、漁協などへ再分配され、漁村の民主化の第一歩となった。「新漁業法」が制定された昭和二四年には全国に三、五八一の漁協が設立されている。この事実からも、戦後の漁村の活性化が窺える。戦後の制度改革によって、漁業権の再分配という大きな目標は成し遂げられ、漁業協同組合が漁業権の主体となることが実現された。そして各地の沿岸漁業は多少の問題は残したとはいえ、漁業協同組合の自営に復され民主化が促進された。

二神島は江戸期より、特に漁業が盛んな漁村（二神村）であり、また、良好な漁場に恵まれた自然豊かな地域であった。二神漁業組合が制度的に成立したのは、明治三六年と記録されているが、実はそれより前から村には組合（漁業者集団）が形成されていたのではないかと推測される。

二神漁業組合は、昭和一〇年、保証責任二神漁業協同組合（組合員一七九人）に組織設定され、平成一一年には、二神・怒和島・津和地が合併して中島三和漁業協同組合二神支所となり、現在も存続している。現在の二神支所には、組合員一一人（内正組合員三一人、準組合員八三人）が所属している。また、出資金額は一〇、一二六口、五〇、六三〇、〇〇〇円となっている（二〇一六年一月七日現在）。

膨大な中世・近世文書を残した二神家が活躍の場としていた二神島、そういった長く続いた歴史の中の一コマ（画期）ともいえる二神漁業協同組合の成立と変遷を漁業制度改革という視点で、残されていた筆写稿本と写真集から、垣間見たのが本稿である。漁業制度改革によって、漁業や漁業組合が近代化へと徐々に進行していった歴史的意義、また、組合という組織が地域の人々に果たした役割の大きさは十分に評価でき

るものである。未だ、現地に残存している古文書も含め、更なる探求が今後の課題となろう。

#### 〈付記〉

本稿は、平成二三（二〇一一）年一月三〇日発行『独立行政法人水産総合研究センター 中央水産研究所蔵筆写稿本（漁業制度資料）の概要』に掲載された、拙稿「愛媛県二神島の漁業制度改革―筆稿本「二神漁業協同組合文書」、及び写真集「二神漁業協同組合文書」（常民研現地調査撮影本）を読んで―」を加筆、修正したものである。

また、平成二七年四月一日、独立行政法人通則法の一部改正に伴い（平成二六年法律第六七号施行）、水産総合研究センターの名称が、「独立行政法人水産総合研究センター」から「国立研究開発法人水産総合研究センター」に変更されたため、本論中では双方を適宜必要に応じ使用している。

本稿作成にあたり、松山市中島総合文化センターの豊田渉氏より、史料の提供とご助言をいただいた。厚く御礼を申し上げます。

#### 参考文献

- 筆写稿本『二神漁業協同組合文書』水産資料館時代の日本常民文化研究所  
一九五一年
- 写真集『二神漁業協同組合文書』日本常民文化研究所撮影
- 『漁協系統運動史』全国漁業協同組合連合会 一九七三年
- 『愛媛県史』愛媛県 一九八二―一九八九年
- 『角川日本地名大辞典』38 角川書店 一九八一年
- 『愛媛の漁業と県漁連50年史』愛媛県漁業協同組合連合会 二〇〇〇年
- 『日本の農林水産業』八田達夫・高田真著 日本経済新聞出版社 二〇一〇年
- 『中島町誌』中島町誌編集委員会編 中島町役場 一九六八年
- 『中島町誌史料集』中島町誌編集委員会編 中島町役場 一九七五年

- 『郷土史事典愛媛県』昌平社 一九七九年
- 『水産業協同組合制度史』1 水産庁 一九七一年
- 『全国漁業組合総覧』全国漁業組合連合会 一九四二年
- 山口和雄編『現代日本産業発達史 水産』交詢社出版局 一九六五年
- 片山房吉「日本水産通史年表」(岡本信男『近代漁業発達史』水産省所収) 一九〇三年
- 二神島 (松山市教育委員会文化財課発行「忽那諸島歴史探訪」掲載地図を一部改変して引用)

愛媛県二神島の漁業制度改革

年 譜 (二神漁業協同組合)

西 暦	和 暦	制 度・法 令・備 考
1868	明治 元	9 「明治」と改元
		2 6 版籍奉還
1871		4 7 廃藩置県 全国を3府1道72県とする(伊予では8藩が廃され8県となる、8月松山県と宇和島県に統一される)
1873		6 7 地租改正
1875		8 2 雑税廃止(太政官布告23)、12 海面官有・海面借区制(太政官布告195)旧慣行・権利を否認
1876		9 前年の太政官布告195を取消し、旧慣行による権利を再確認する
1878		11 郡町村を編成、県内20ヶ所に郡役所を置く
1881		14 1 漁業保護水産蕃殖(内務省達乙2)
1882		15 2 大日本水産会設立
1885		18 農商務省に水産局が設置される
1886		19 5 「漁業組合準則」公布(農商務省令7)、この準則に基づき全国で352の漁業組合が作られた
1888		21 4 市町村制公布、10 伊予鉄道 松山～三津浜間に開通する
1889		22 2 「大日本帝国憲法」発布、12 風早郡二神・元怒和・上怒和・津和地村の4ヶ村合併→風早郡神和村成立(村役場は元怒和に設置)
1890		23 5 郡制公布
1894		27 8 日清戦争勃発
1897		30 3 「遠洋漁業奨励法」公布、この年に風早郡から温泉郡神和村に所屬が変わる
1900		33 3 「産業組合法」公布
1901		34 4 「漁業法」公布(法律第34)わが国初めての漁業法
1902		35 5 「漁業法施行規則」及び「漁業組規則」公布(農商務省令8)
1903		36 漁業組合設立認可 この頃上怒和・元怒和・津和地・二神漁業組合が設立
1904		37 2 日露戦争勃発
1910		43 4 「改正漁業法」公布(法律第58)、12 「漁業組令」公布
1912		45 7 明治天皇崩御
1914	大正 3	7 第一次世界大戦勃発(わが国は特需景気となり海産物が高騰した)
1915		4 この年、全国の動力化漁船は12,813隻になる、沖合遠洋漁業が急速に発展
1916		5 6 「水産組規則」公布
1921		10 4 「水産会法」公布(法律第60)、公益法人「水産会」の設立認可
1923		12 9 関東大震災、この年愛媛県内の漁業組合は141組合、6連合会となる
1926		15 11 大正天皇崩御、改元「昭和」
1929	昭和 4	10 ウォール街で株価大暴落、世界大恐慌へ
1931		6 9 満州事変勃発、この年県内の漁業組合連合会は計8連合会となる
1933	昭和 8	3 「改正漁業法」制定(法律第33、組合自営を認める)
1934		9 3 満州国建国(溥儀が皇帝に就く)
1935		10 7 保証責任二神漁業協同組合に組織設定される
1937		12 7 日中戦争勃発で漁組も国家統制機構に組入、漁業生産用資材は配給統制を受ける。8 県内一本化し愛媛県漁業組合連合会設立
1938		13 4 国家総動員法、5 石油統制強化により木炭ガス自動車・人力車が登場する
1941		16 4 「鮮魚介配給統制規則」公布(農林省令第14)、7 魚類統制連合会成立、12 太平洋戦争勃発
1942		17 1 「水産物配給統制規則」公布(農林省令第1)、2 二神に自家発電による点灯始まる、5 「水産統制令」制定(勅令第520)
1943		18 3 「水産業団体法」制定(法律第47)
1944		19 3 日ソ漁業協定成立、6 二神漁業会設立、11 B29東京空襲始まる

西 曆	和 曆	制 度・法 令・備 考
1945	20	7 ポツダム宣言受諾（8月15日終戦）、8 GHQ設置される、9 マッカーサーライン設置 12 「水産統制令廃止」の勅令
1946	21	3 「物価統制令」、「水産物統制令」、11 「日本国憲法」公布
1947	22	11 「農業協同組合法」公布、4 鮮魚介配給統制規則、7 加工水産物配給統制規則、12 漁業用資材配給規則
1948	23	1 「水産業協同組合法」制定（法律第242）、4 農業協同組合設立（二神・睦月・野忽那・中島・西中島・上怒和・元怒和・津和地）
1949	24	10 新「県漁連」設立、「県信漁連」創立、12 「新漁業法」制定（法律第267）、二神漁業会解散、二神漁業協同組合設立。この年漁協3,581が設立する
1950	25	3 「新漁業法」に基づき2年間で準備を終え旧漁業権消滅の方針を確立、補償と免許の切替を実施、6 朝鮮動乱始まる
1951	26	5 『資料筆写のしおり』（筆稿の指標）常民研研究員藤木喜久馬作成、12 宮本常一、二神島を訪れる（探訪）、12 「水産資源保護法」公布
1952	27	11 全国漁業協同組合連合会設立認可
1953	28	10 町村合併促進法公布
1954	29	7 常民研、「二神漁業協同組合文書」原本返却
1956	31	7 二神農産物出荷組合設立
1957	32	8 神和村に電気導入が実現する
1958	33	6 町営定期航路開設（粟井～三津浜）
1959	34	3 神和村が中島町と合併、中島町二神となる
1964	39	10 東京オリンピック大会
1986	61	上怒和・元怒和漁業協同組合が合併→怒和島漁業協同組合となる
1999	平成 11	8 怒和島・津和地・二神漁協が合併→中島三和漁業協同組合二神支所となる、9 中島・神浦・西中島漁協合併→中島漁業協同組合設立
2005	17	1 松山市・北条市・中島町合併→松山市二神となる

☆記事のはじめの数字は月次を表す